

○所沢市障害児日中一時支援事業実施要綱

平成22年3月31日

改正 平成25年4月1日

平成26年10月1日

平成27年8月17日

平成28年3月31日

所沢市日中一時支援事業実施要綱（平成19年4月1日施行）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、所沢市障害児日中一時支援事業（以下「事業」という。）を実施することにより、障害児とその家族等の介護者の日常生活を支援することを目的とする。

（実施主体）

第2条 事業の実施主体は、所沢市とする。

（事業内容）

第3条 事業の内容は、一時的に見守り等が必要となる障害児の日中における保護及び生活の場を確保し、障害児の家族等の介護者の就労等日常生活の支援のため日中一時支援サービス（以下「サービス」という。）を行うものとする。

（事業者）

第4条 事業は、市に登録をした障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者その他市長が特に認めた者（以下「事業者」という。）が行うものとする。

（平25年4月1日・平成27年8月17日・一部改正）

（事業者の登録）

第5条 前条の登録を受けようとする事業者は、所沢市障害児日中一時支援事業事業者登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 指定障害福祉サービス事業者にあつては指定障害福祉サービス事業者の指定通知書の写し、指定障害児通所支援事業者にあつては指定障害児通所支援事業者の指定通知書の写し
- (2) サービスの提供に従事する者（以下「従事者」という。）の資格等の記載のある名簿

- (3) サービスを行う事業所におけるサービスの提供場所を示した平面図
- (4) 傷害保険加入証書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(平成27年8月17日・一部改正)

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、登録の適否を決定し、所沢市障害児日中一時支援事業事業者登録決定（却下）通知書（様式第2号）により事業者へ通知するものとする。

(登録事業者の届出)

第6条 前条第2項の規定により登録決定を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、申請内容に変更が生じたとき、又は事業を中止しようとするときは、速やかに所沢市障害児日中一時支援事業事業者登録変更（中止）届（様式第3号）により市長へ届け出なければならない。

(対象者)

第7条 事業の対象者は、市内に住所を有する18歳未満の者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 埼玉県療育手帳制度に基づく療育手帳の交付を受けている者
- (3) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は精神障害を支給事由とする年金等の給付を現に受けている者
- (5) 市長が前各号に規定する者と同程度の障害を有すると認めた者

(事業の利用の適用関係)

第8条 法第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2に規定する障害児通所支援は、この要綱によるサービスに優先する。

(平25年4月1日・平成27年8月17日・一部改正)

(利用申請等)

第9条 事業を利用しようとする者は、所沢市障害児日中一時支援事業利用申請書（様式第

- 4号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、所沢市障害児日中一時支援事業利用決定(却下)通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。
 - 3 市長は、前項の規定により利用の決定を受けた者(以下「利用者」という。)に、所沢市障害児日中一時支援事業利用者証(様式第6号。以下「利用者証」という。)を交付するものとする。
 - 4 利用者証の有効期間は、利用の決定をした日の属する年度の末日までとする。
 - 5 利用者は、事業を利用しようとするときは、登録事業者に利用者証を提示し申込みをするものとする。

(利用の取消し)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第2項の規定による利用決定を取り消すことができる。

- (1) 事業の対象者でなくなったとき。
 - (2) 不正又は虚偽の申請により利用決定を受けたとき。
 - (3) その他市長が利用を不相当と認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定による取消しを行うときは、所沢市障害児日中一時支援事業利用決定取消通知書(様式第7号)により利用者に通知するものとする。

(利用者の届出)

第11条 利用者は、申請内容に変更が生じたとき、又は事業の利用を中止しようとするときは、所沢市障害児日中一時支援事業利用変更(中止)届(様式第8号)により、速やかに市長に届け出なければならない。

(利用料等)

第12条 利用者は、基準額(別表第1に定める基準単価の額及び加算の額を合計した額をいう。以下同じ。)の100分の5に相当する額(10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。以下「利用料」という。)を登録事業者に支払わなければならない。ただし、利用者及び利用者と同一の世帯に属する者が生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する被保護者若しくは要保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者若しくは支援給付を必要とする状態にある者の場合にあつては、利用料は無料とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、1月に100時間を超えた部分の利用料及び事業の実施に係る食費等の実費相当額については、利用者が全額負担するものとする。ただし、1月に100時間を超えることについてあらかじめ市長の承認を得ていた場合の当該超えた部分の利用料については、この限りでない。

(平25年4月1日・平26年10月1日・一部改正)

(登録事業者の遵守事項)

第13条 登録事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、利用者の最大利用人数及び従事者の勤務体制を定めておかなければならない。

- 2 登録事業者は、従事者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 3 登録事業者は、利用者に係る傷害保険に加入しなければならない。
- 4 登録事業者は、サービスの提供中に利用者に事故が発生したときは、市長及び利用者の家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 5 登録事業者は、サービスの内容、利用料等及び従事者の有する資格を利用者に明示しなければならない。
- 6 登録事業者及びその従事者は、事業により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- 7 登録事業者は、利用者への虐待防止のために、必要な措置を講じなければならない。
- 8 登録事業者は、従事者、会計及び利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を整備し、サービスの提供日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。
- 9 登録事業者は、市長から要求があったときは、事業の遂行状況について書面により報告しなければならない。

(利用者の遵守事項)

第14条 利用者は、利用者証の譲渡、貸与その他の不正使用をしてはならない。

(補助金)

第15条 市長は、登録事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

- 2 補助金交付額は、基準額から利用料を控除した額とする。ただし、看護師等専門スタッフを配置し、超重症心身障害児の受入れを行った登録事業者については、受入れを行った超重症心身障害児1人当たり1日につき2万円を加算する。
- 3 前項の「超重症心身障害児」とは、次の各号のいずれかに該当する者であって、別表第2に定める判定基準に該当するものをいう。

(1) 第12条の利用料に係る基準額の算出において重症心身障害児加算がある場合の当該

加算の対象となる者

(2) 法第22条第8項に基づき交付される障害福祉サービス受給者証の支給決定内容欄において、サービス種別が短期入所である旨及び支給量等が医療型である旨の記載がある者

4 第1項の規定にかかわらず、利用者1人につき1月に100時間を超えた部分の利用については、補助金の交付対象としない。ただし、1月に100時間を超えることについてあらかじめ市長の承認を得ていた場合については、この限りでない。

5 第1項に規定する補助金の交付に関しては、所沢市補助金等交付規則（昭和55年規則第20号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（平25年4月1日・平成27年8月17日・一部改正）

（補助金の申請）

第16条 登録事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、所沢市障害児日中一時支援事業補助金交付申請書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、サービスを提供した日の属する月の翌月10日までに市長に提出しなければならない。

(1) 障害児日中一時支援サービス費明細書（様式第10号）

(2) 障害児日中一時支援サービス費実績記録票（様式第11号）

(3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第17条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、所沢市障害児日中一時支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第12号）により通知するものとする。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

（改正前の所沢市日中一時支援事業実施要綱第3条の規定により事業を委託していた社会福祉法人等に対する特例加算）

2 改正前の所沢市日中一時支援事業実施要綱第3条の規定により事業を委託していた社会福祉法人等（以下「委託事業者」という。）に対する補助金については、委託事業者からの申出に基づき、この要綱の施行の日から3年間に限り、改正後の所沢市障害児日中一

時支援事業実施要綱第15条第2項に規定する補助金の交付額に、次に掲げる特例加算額を加算することができる。

特例加算額＝（4時間未満の月間利用回数×2,400円）＋（4時間以上の月間利用回数×5,700円）

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、現に改正前の所沢市障害児日中一時支援事業実施要綱の規定に基づき作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成27年8月17日から施行する。

3 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第12条関係）

（平25年4月1日・一部改正）

利用区分	基準単価	重症心身障害児加算	送迎加算（片道）	
			市内施設	市外施設
4時間以内の場合	2,400円	1,800円	600円	1,200円
4時間を超える場合	5,700円	4,300円		

備考

1 「重症心身障害児加算」については、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に加算する。

(1) 利用者が重度の肢体不自由及び知的障害に該当する場合

(2) 障害児に係る厚生労働大臣が定める区分（平成18年厚生労働省告示第572号）に規定する区分1以上で、かつ、次のア又はイに該当する場合

ア 厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第236号）に規定する基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等又はこれに準ずる者

イ 医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属すると診断された者

2 「送迎加算」については、登録事業者が利用者の送迎を行った場合に加算する。

別表第2（第15条）

判定基準

番号	項目	スコア
1	レスピレーター管理	10点
2	気管内挿管、気管切開	8点
3	鼻咽頭エアウェイ	5点
4	O ₂ 吸入又はSpO ₂ 90%以下の状態が10%以上	5点
5	1回/時間以上頻回の吸引	8点
	6回/日以上頻回の吸引	3点
6	ネブライザー 6回/日以上又は継続使用	3点
7	I V H	10点
8	経口摂取（全介助）	3点
	経管（経鼻及び胃ろうを含む。）	5点
9	腸ろう・腸管栄養	8点
	持続注入ポンプ使用（腸ろう・腸管栄養時）	3点
10	手術・服薬でも改善しない過緊張で、発汗による更衣と姿勢修正を3回/日以上	3点
11	継続する透析（腹膜灌流を含む）	10点
12	定期導尿（3回/日以上）	5点
13	人工肛門	5点
14	体位変換 6回/日以上	3点

備考

1 運動機能が座位までであって、かつ、各項目に規定する状態が6か月以上継続する場合にそれぞれの項目に応じたスコアの合算が25点以上となる者であること。

2 番号の欄1に掲げるレスピレーター管理にあっては、毎日行う機械的気道加圧

- を要するカフマシン・NIPPV・CPAPなどを含むものとする。
- 3 番号の欄8に掲げる経口摂取及び経管並びに番号の欄9に掲げる腸ろう・腸管栄養にあっては、いずれかを選択していること。
 - 4 番号の欄12に掲げる定期導尿にあっては、人工膀胱を含むものとする。

様式第1号

(平25年4月1日・平成27年8月17日・一部改正)

様式第2号

様式第3号

(平25年4月1日・一部改正)

様式第4号

(平25年4月1日・平成28年3月31日・一部改正)

様式第5号

様式第6号

様式第7号

様式第8号

(平25年4月1日・一部改正)

様式第9号

(平25年4月1日・一部改正)

様式第10号

(平25年4月1日・平成27年8月17日・一部改正)

様式第11号

(平25年4月1日・一部改正)

様式第12号

様式第 1 号

所沢市障害児日中一時支援事業事業者登録申請書

年 月 日

(宛先) 所沢市長

所在地
申請者 名称
代表者名 ㊟

所沢市障害児日中一時支援事業実施要綱第 5 条第 1 項の規定により事業者登録を受けたいので、次のとおり申請します。

サービス提供事業所の概要	フリガナ 名称			
	所在地			
	連絡先	TEL	FAX	
	従事者の配置状況	責任者氏名		
		従事者数： 人 (常勤 人、非常勤 人) (内訳)		
		資格取得者数 (資格ごとに記載)		
	開所日			
	開所時間			
	最大利用人数	人		
	傷害保険の加入状況	保険内容		
超重症心身障害児の 受入れ	有 ・ 無			

様式第 2 号

所沢市障害児日中一時支援事業事業者登録決定（却下）通知書

第 号
年 月 日

様

所沢市長



年 月 日付けで申請のあった所沢市障害児日中一時支援事業の事業者登録について、次のとおり決定（却下）したので通知します。

1 決定

登録番号	第 号	
事業者	所在地	
	名称	
	代表者名	
サービス提供事業所	所在地	
	名称	
	責任者名	
登録決定年月日	年 月 日	

2 却下
理由

様式第3号

所沢市障害児日中一時支援事業事業者登録変更（中止）届

年 月 日

（宛先）所沢市長

所在地
届出者 名称
代表者名 ⑤

年 月 日付け 第 号で登録決定された事項について、次のとおり変更（中止）したいので届け出ます。

登録番号	第 号	
サービス提供事業所	所在地	
	名称	
	責任者名	
変更内容	変更前	
	変更後	
変更（中止）の理由		
変更（中止）年月日	年 月 日（予定）	

様式第4号

所沢市障害児日中一時支援事業利用申請書

年 月 日

(宛先) 所沢市長

住所
 申請者 氏名
 (利用しようとする者との関係)

所沢市障害児日中一時支援事業実施要綱第9条第1項の規定により事業を利用したいので申請します。

利用しようとする者	フリガナ 氏 名	男・女	年 月 日生	
	住 所	TEL		
	就 学 状 況	<input type="checkbox"/> 未就学 <input type="checkbox"/> 就学	学校 学年	
	手 帳 等	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 第 号 級 種 (障害名)		
		<input type="checkbox"/> 療育手帳 第 号 種 (程度)		
		<input type="checkbox"/> 精神保健福祉手帳 第 号 級		
<input type="checkbox"/> 発達診断書				
医療的ケアの状況				
世 帯 区 分				

様式第 5 号

所沢市障害児日中一時支援事業利用決定（却下）通知書

第 号
年 月 日

様

所沢市長



年 月 日付けで申請のあった所沢市障害児日中一時支援事業の利用について、次のとおり決定(却下)したので通知します。

1 決定

利用者証番号	第 号	利用決定日	年 月 日
利用決定者	氏名		年 月 日生
	住所		
有効期間	年 月 日～ 年 月 日		
利用料	有 無		
特記事項			

2 却下

理由

教示

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

この裁決の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

様式第 6 号

所沢市障害児日中一時支援事業利用者証				
利用者証番号		第 号		
利用者	住所	TEL		
	氏名		性別	男・女
有効期間		年 月 日～ 年 月 日		
利用料		有 無		
特記事項				
<p style="text-align: center;">年 月 日交付</p> <p style="text-align: right;">所沢市長 印</p>				
注意事項				

様式第7号

所沢市障害児日中一時支援事業利用決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

所沢市長



年 月 日付け 第 号で決定した所沢市障害児日中一時支援事業の利用について、次のとおり取り消したので通知します。

利用者証番号	第 号		
利用者	氏名	年 月 日生	
	住所		
有効期間	年 月 日～ 年 月 日		
利用料	有 無		
特記事項			

取消しの理由	
--------	--

教示

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

この裁決の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)提起することができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第8号

所沢市障害児日中一時支援事業利用変更（中止）届

年 月 日

(宛先) 所沢市長

住所
届出者 氏名
(利用者との関係)

年 月 日付け 第 号で利用決定された事項について、次のとおり変更（中止）したいので届け出ます。

利用者証番号	第 号	
利用者	氏名	
	住所	
変更内容	変更前	
	変更後	
変更（中止）の理由		
変更（中止）年月日	年 月 日（予定）	

様式第 9 号

所沢市障害児日中一時支援事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 所沢市長

所在地
申請者 名称
代表者名 ④

所沢市障害児日中一時支援事業実施要綱第 16 条の規定により、次のとおり申請します。

申請金額	円
内訳明細	別紙のとおり

様式第10号

障害児日中一時支援サービス費明細書

年 月分

利用者証番号	利用者氏名
サービス提供事業所事業所の名称	利用料 有 無

費用の額計算欄	サービス内容	基準額	算定回数	当月算定額	利用者負担額
	4時間以下	円	回	円	円
	4時間超	円	回	円	円
	重症心身障害児加算 4時間以下	円	回	円	円
	重症心身障害児加算 4時間超	円	回	円	円
	送迎加算(片道) 市内施設	円	回	円	円
	送迎加算(片道) 市外施設	円	回	円	円
	超重症心身障害児加算	円	回	円	
	当月費用の額合計			① 円	② 円

当月日中一時支援サービス費請求額 (①-②)	円
------------------------	---

様式第 1 1 号

障害児日中一時支援サービス費実績記録票

年 月分

日付	曜日	サービス提供時間		算定 時間数	利用区分		送迎 回数	利用者 負担額	サービス 提供者印	利用者 確認印
		開始時間	終了時間		4時間以下	4時間超				
		:	:	時間	4時間以下	4時間超				
		:	:	時間	4時間以下	4時間超				
		:	:	時間	4時間以下	4時間超				
		:	:	時間	4時間以下	4時間超				
		:	:	時間	4時間以下	4時間超				
		:	:	時間	4時間以下	4時間超				
		:	:	時間	4時間以下	4時間超				
		:	:	時間	4時間以下	4時間超				
		:	:	時間	4時間以下	4時間超				
		:	:	時間	4時間以下	4時間超				
		:	:	時間	4時間以下	4時間超				
		:	:	時間	4時間以下	4時間超				
		:	:	時間	4時間以下	4時間超				
		:	:	時間	4時間以下	4時間超				
		:	:	時間	4時間以下	4時間超				
		:	:	時間	4時間以下	4時間超				
		:	:	時間	4時間以下	4時間超				
		:	:	時間	4時間以下	4時間超				
		:	:	時間	4時間以下	4時間超				
		:	:	時間	4時間以下	4時間超				
合計				時間	回	回	回	円		

様式第12号

所沢市障害児日中一時支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

第 年 月 日
第 年 月 日

様

所沢市長



年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので通知します。

1 交付

補助金交付決定額

円

2 不交付

理由